



Contents

巻頭言	P1
第62回社会福祉のフロンティア報告	P2
研究例会報告	P3
新規所員の自己紹介・活動報告	P4
2026年度春学期活動報告	P5
既刊図書紹介・編集後記	P6

巻頭言

戦争孤児の戦後史研究から見る社会問題 ——「生きるため」の加害と被害を考える

酒本 知美（日本社会事業大学通信教育科准教授、本研究所特任研究員）

戦争孤児の戦後史研究に関わり、見えてきたのは、戦争を契機に可視化される社会問題が数多くあることである。社会的に弱い立場にある人たちは、日頃は社会にある程度は包括されているが、危機的な状況になると簡単に社会から排除され、問題は表面化しやすくなる。加えて戦争では、戦争孤児や兵士たちの心的外傷後ストレス症（PTSD）など新しい問題も生まれる。法律が整備されても、こうした問題は解決せずに現在まで続いているといえよう。

研究を通し、戦争孤児のライフヒストリーの聞き取りを行っている。子どもたちの戦前の暮らし、戦中から戦後の子ども時代の様子から始まり、戦争を契機として変化した日常と親のいない環境の中でどのように生きてきたのか、成人した後の人生をどのように選択してきたかに加え、現在に至るまでを語っていただく。親戚に大切に育てられた方もいれば、労働を強いられた方、施設で育った方など子ども時代も千差万別である。

また、児童養護施設愛児の家に保管されていた児童票を通して、当時の子どもたちの状況を知ることもできた。児童票から見えた戦争孤児たちの戦前の暮らしは、家族を空襲等で失うよりも前に、親が病気や死亡、離婚や失踪により片親が不在であり、長く生活困窮の状態にあることも多い。そのため、孤児になった後も、祖父母をはじめとして、親戚が子どもを引き取らない・引き取れない、場合によっては遺棄するという状況も散見された。戦後になって子どもたちが「浮浪児」に

なったことで、戦争孤児として家族を失った子どもの問題は明るみになったが、戦前から家族関係が崩壊していた子どもたちも多かったのである。

このような戦争孤児を描いた西川美和監督の映画『わたしの知らない子どもたち』がこの10月に公開される。取材協力者として関わらせていただいたこの映画は、東京大空襲で戦争孤児になった主人公琴子の視点から、戦後の社会問題が描かれている。主人公の琴子は戦争により家族を失い、それまであった「当たり前」の暮らしが一転する。孤児になり他の子どもたちと一緒に駅で暮らしているが、あるきっかけで性別を隠して生活することになる。街をさまよう子どもたちに手を差し伸べるのは、反社会勢力の大人たちであったため、犯罪に手を染めていく姿も描かれている。

一方で、疎開先から一緒に東京に戻った教師の視点からこの映画を見ると、琴子を駅に置き去りにしてしまう加害者として描かれている。また、教師という立場は、戦時中は軍国教育を行う立場である。遺棄と思想教育という子どもに対しては加害者ではあるが、この教師も戦争の被害者である。戦争は私たちに加害と被害の両面を持たせることが鮮やかに描かれている。そして、戦争孤児の研究やこの映画を通して、見えないもの、見えないことを無かったことにしないためにできることはなにか、これからも考えていきたいと考えている。

やまゆり園事件から10年、障害者の自立生活を再び考える —ドキュメンタリー映画『風は生きよという』上映会

齋藤 公子（本研究所研究員、事務局）

第62回社会福祉のフロンティアは映画の上映会だった。上映されたのは、人工呼吸器を使用する重度身体障害者の自立生活を描いたドキュメンタリー映画『風は生きよという』(2016年劇場公開)だ。上映に続いて、『風は生きよという』監督の穴戸大裕氏と、本研究所特任研究員で、福祉社会学を専門とする深田耕一郎氏の講演が行われた。その後は穴戸氏と深田氏の対談にくわえ、参加者を交えたディスカッションの時間が設けられた。

映画『風は生きよという』の主な登場人物は5人の障害者だ。彼ら彼女らが介助者や家族の介助を受けつつ送る日常生活が、映画では詳細に描かれる。介助者に指示して出来上がった食事を、介助者と一緒にとるシーン。着替えて外出の準備をし、友人を訪ねるシーン。それは誰にもありそうな生活の一幕だが、重度障害者の場合はそれがいかにして成立するかをこの映画は丁寧に示す。一方、彼ら彼女らは介助者を採しに自ら街に出て、チラシを配る。小学生、中学生として地域の学校に通い、高校受験に挑戦する。そして尊厳死の法制化に抗い、集団で反対の声を上げるのだった。

講師の穴戸氏と深田氏は、こうした重度障害者の自立生活に、ドキュメンタリー映画の制作者として研究者として、そして介助者として伴走してきた方々だ。そのお二方の講演と対談は、映画制作のきっかけや調査研究の動機から始まり、その介助に携わった障害者たちがいかにして自立生活の世界に引き込まれたかにおよび、最後には彼ら彼女らの人としての魅力までが語られた。

会場の参加者とのディスカッションでは、やまゆり園事件の犯人が動機として語った重度障害者との「意思疎通」について質問が出た。それに対して穴戸監督は、何人もの障害者と交わってきた経験から「意思はあるし、疎通もしている」と明言した。また深田氏は、ともにいる時間を重ね、関わりを重ねていくなかで「感じ取られてくる何か」の存在に言及した。それらの発言を前提に、コーディネーターの河野哲也所員は、言語のやりとりコミュニケーションの方法を限定されてしまう「私たちの未熟さ」を指摘した。

2016年7月26日未明に起こった津久井やまゆり園傷事件

から、翌日で丸10年になるというこの日、社会福祉研究所ではこのような会を開催し、障害者の自立生活を考える機会を再びもった。再び、というのは、これまでにも研究所では、津久井やまゆり園事件をテーマに公開講演会等を開催してきたからだ。事件から8年の折には、重度知的障害者の自立生活を描いた穴戸作品『道草』(2018年制作)の上映会を開催し、1年目、5年目の節目には、障害学、福祉学の専門家や、やまゆり園事件を追いつけてきた新聞記者を登壇者に招いてシンポジウムを開催した。そうした流れの中に、今回の『風は生きよという』上映会はある。それは、深田氏が講演で語ったように「障害者の包摂や障害者との共生を語る前に、もっと素直に彼ら彼女らの自立生活が投げかけているメッセージを受け止めよう」という考えにもとづいている。

会の終了後、参加者から届いた声のなかには「このイベントはやまゆり園事件とは直接関係がないものだったのでは」との意見もあった。しかしながら、直接に被害者を悼み、加害者を糾弾するのではない今回の機会にも、やまゆり園事件が投げかけた社会的課題に向き合う〈鍵〉を見出すことができる。必ずや参加者それぞれのうちに、その種は蒔かれたものと信じている。

映画『風は生きよという』は、現在も全国で上映会が開催されている。詳しくは公式サイト (<http://kazewai-kiyotoiu.jp/>) で

立教大学社会福祉研究所主催 公開講演会

第62回社会福祉のフロンティア

やまゆり園事件から10年、
障害者の自立生活を再び考える
ドキュメンタリー映画『風は生きよという』上映会

日時 2026年7月25日(土) 15:20~18:20

会場 立教大学池袋キャンパス 7号館1階 7101教室

2016年に発生した津久井やまゆり園事件から10年が経過しようとしているいま、社会が障害者福祉に向ける関心は維持されているか——そうした危機を前に、今回の「社会福祉のフロンティア」では、人工呼吸器を使いながら地域で生活する人々を描いたドキュメンタリー映画『風は生きよという』を上映する。またこの映画の監督と福祉社会学の専門家を講師に迎え、講演と参加者を交えたディスカッションの機会を設ける。それによって重度障害者の自立生活の姿を知ることで、参加者は事件が提起した障害者の包摂という社会的課題に再び向き合うことになる。

講師 穴戸 大裕 氏
監督・脚本、『風は生きよという』監製

深田 耕一郎
日本栄光大学教授、社会福祉研究所特任研究員

コーディネーター 河野 哲也
立教大学文学部教授、社会福祉研究所特任研究員

申込 2026年7月24日(金)正午 締切
※事前申込は必須です
※定員20名とさせていただきます
※定員を超えた場合は抽選となります

参加無料 申込はこちら →

問い合わせ 立教大学社会福祉研究所 事務局 f-fukushi@rikkyo.ac.jp

2026年度第1回研究例会(2026年5月16日開催) 報告

生活扶助基準引下げ違憲訴訟最高裁判決について

神橋 一彦（立教大学法学部教授、本研究所所員）

今回の研究例会では、2025(令和7)年6月27日の最高裁第三小法廷判決(最高裁判所民事判例集79巻4号1640頁)を取り上げた。同判決は、2013(平成25)年から2015(平成27)年にかけて行われた生活扶助基準の引下げ改定について、当該改定は、生活保護法3条(最低生活)、8条2項(基準及び程度の原則)に違反して違法であると判断したものであるが、改定に至る厚生労働省の判断の過程が当時の政権の方針を受けたものであることは、改定当時より指摘されていたところであり、その点が司法の場で問われたものとして大きな注目を集めたものである。

この判決の前提であるが、この訴訟は、訴訟法上の種々の制約もあって、生活扶助基準そのものの取消しや変更を求めたものではなく、改定後の当該生活扶助基準に基づいて、原告に対してされた保護変更決定の取消し(行政事件訴訟法3条2項)を求めた点が注目される。すなわち、生活扶助基準改定の違法は、原告に対する保護変更決定取消請求の前提として争点になるわけである。

そして、本件改定は、社会保障審議会生活保護基準部会による検証結果を反映する「ゆがみ調整」と、物価変動率を指標として基準生活費を一律に引き下げる「デフレ調整」からなっていたところ、最高裁は、生活扶助基準の設定について厚生労働大臣に専門技術的・政策的な裁量を認めつつ、その裁量判断については、判断の過程・手続に過誤、欠落があるかという観点から、統計等の客観的な数値との合理的関連性や専門的知見との整合性を審査すべきものとした。その上で、「ゆがみ調整」については、基準部会による検証結果を2分の1のみ反映させたことを含め、大臣の判断に裁量権の逸脱・濫用はないとした。これに対して「デフレ調整」については、物価は消費水準に関連する一要素にすぎず、従来の水準均衡方式との連続性・整合性も問題となるにもかかわらず、物価変動率のみを直接の指標とすることについて専門的知見に基づく十分な説明がなく、基準部会等による審議検討も経ていないとして、判断過程・手続に過誤、欠落があると判断した。その結果、本件改定はこの点で裁量権の逸脱・濫用に当たり違法とされ、それに基づいてされた保護変更決定も取り消されたわけである。

しかし、本件は単に個別処分の取消しでは終わらなかった。行政事件訴訟法33条1項は、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした

行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」と定めており、厚生労働大臣は関係行政庁として、判決の効力(拘束力)に基づいて生活扶助基準の違法を解消するための対応が求められたわけである。報告では、この観点から判決の「後始末」の問題についても触れた。

報告者は、社会保障法、社会政策の専門家ではないため、主として行政事件訴訟法など訴訟法の観点から本件訴訟について報告したが、今回の問題の前提となる訴訟の仕組みについて参加者において共有し、その上で、社会政策その他関係分野からさまざまな議論や意見交換がなされたことは大変有益であった。この問題は、再改定後についても審査請求(ひいては訴訟)の動きがあり、今後の動向が注目されるところである。



2026年度新規所員の 自己紹介・活動報告

草間 裕子 (大東文化大学兼任講師、本研究所研究員)

今年度から立教大学社会福祉研究所研究員になりました草間裕子と申します。知的財産研究所研究員、法学部教育研究コーディネーター等を経て、現在は大東文化大学で兼任講師をしております。研究員時代は、主に官公庁をクライアントとした産業財産権制度に関する調査研究に従事し、教育研究コーディネーター時代には、法学部グローバルコースにおける法学教育の国際化に携わりました。

私の専攻は、国際私法という分野です。国際的な要素を持つ私人間の法律関係について、どの国の法律を適用するのか、外国で成立した法律関係をどのように扱うのか等を考える法分野で、取引や知的財産に関する問題から、労働や家族に関する問題まで、対象とする領域が広いことも特徴の一つです。

例えば家族関係では、婚姻や離婚、親子関係、養子縁組、相続など、私たちの生活に密接に関わるさまざまな法律問題があります。そこに外国籍の配偶者や子ども、外国での生活といった要素が加わると、国際私法上の問題として、日本法だけではなく外国法との関係についても考えなければなりません。以前に、国際離婚を題材とした家事調停人の研修を受けた経験からは、異なる文化的背景を持つ夫婦双方の主張を整理し、離婚後の生活や子どもとの関係を含めて調整を図る手法を学びましたが、日本において国際的な家族形成が身近になった現在、このような外国籍者や外国法との関わりは、より現実的なものになっていると感じています。

今回の入所を機に、国際的な家族関係に関わる課題について研究を進めたいと考えております。例えば、2026年4月に日本で導入された離婚後の共同親権制度に関して、国内的な議論では、制度導入の意義、父母の協力の在り方、DV等を含む課題の検討をはじめ、子どもの意思表示の取扱いや家庭裁判所の体制など、共同親権を社会・行政・司法の側からどのように支えるかについて議論が進められています。その一方で、国際的な家族関係に目を向けると、別の問題が見えてきます。例えば、日本人と外国人の夫婦が日本で離婚し、子どもについて共同親権となった後、その子どもが外国籍の親とともに外国で生

活することになった場合、日本で成立した共同親権は、その国でも同じように機能するのでしょうか。どの国の法律が適用され、日本で定められた親権の行使が外国でどのように扱われるのかという国際私法上の問題に加えて、離れて暮らす父母が、子どもの進学や医療など生活に関わる重要な事項について共同で意思決定することが現実に可能なのか、それが子どもの安定した生活にどのような影響を及ぼすのかという、子の福祉の観点からも検討すべき課題があります。

こうした問題について、国際私法を出発点としながら社会福祉の視点を加えることで、研究所の皆様とさまざまな課題を共有し、検討していければ幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

吉水 由美子

(立教大学社会学研究科博士課程後期課程、本研究所研究員)

今年度より社会学研究科博士課程入学と同時に、社会福祉研究所の研究員となりました、吉水由美子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

社会デザイン研究科修士課程より、大きくはアートと社会をつなぐことを研究テーマとし、東京都美術館「とびラー」や川崎市「ことラー」といった「アートコミュニケータ」の活動をリサーチフィールドとしてきました。具体的には美術館や公共文化施設を訪れる多様な人々、例えば障がいのある方や認知症の方との対話型鑑賞や、市内各所にある文化資源やアートのスポットにアウトリーチしてそこに集まる市民や子どもとのワークショップを日々実践しています。その現場では、同じ絵をみても自分とは違う見方や異なる感情を持つ他者の存在に気がついたり、お互いの視点や価値観を持ち寄って共同的に作品の魅力に迫れたり、ということが起こります。そしてアートを介して人と人がつながり、地域文化資源によって人と地域の距離が縮まります。アートと社会や地域がどのように関係を深められるか、「アートコミュニケータ」という市民のボランティアな活動がそこにどう関与できるか、さらに深く探求することを目指して、社会学研究科に入りました。

もうひとつ、長期的に取り組みたいと考えているテーマに、アートとケアや福祉の関係があります。私自身は、学校や社会になじめない若者を対象とした、アートを介したフラットな対話や創作の場を「とびラー」仲間と開くなどの活動をしています。今アート界では、文化芸術による「Well-being (心身の健康)」や「ケア」、高齢社会にお

いて望まない孤立・孤独を回避する「社会的/文化的処方」といったキーワードが盛んに使われています。これらは自治体の文化政策、文化施設や教育機関のミッションと結びついたアートの「社会的価値」とも言えますが、「不要不急」と言われがちなアートの公共性を担保し、生き残りをかけたサバイバル戦略のようにも感じられます。私個人としてはアートの価値を信じたい一方で、アートが万能であるかのような論調には少し違和感も持っています。どこまで福祉やケア領域にアートが入って行けるのか、貢献できるのか、実践や事例を通して可能性と課題を考察したく、社会福祉研究所に入所させていただきました。

福祉に多くの知見や経験をお持ちの所員・研究員の方々からアートがどう見えているのか、ぜひお教えいただきたく、あらためて皆様をお願いする次第です。

江口 恭平

(立教大学社会学研究科博士課程後期課程、本研究所研究員)

今年度より社会福祉研究所の研究員となりました、江口恭平と申します。現在、立教大学大学院社会学研究科博士課程後期課程に在籍し、保護司制度を対象に、地域社会における包摂と排除の問題について研究しています。

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年が、地域社会のなかで再び生活していくことを支える民間のボランティアです。刑務所や少年院などから地域社会へ戻った人、あるいは施設に収容されず社会内で処遇を受ける人に対して、面接や生活相談を行い、その立ち直りを支援しています。私の研究では、保護司の特性としてしばしば語られてきた「地域性・民間性」に注目しています。しかし、都市化や地縁組織の脆弱化が進む今日、そもそも保護司の「地域性」や「民間性」とは何を意味するのか、また、その活動が対象者を地域社会へ包摂する力となるのか、それとも監視や排除を強める側面をもつのか、改めて問い直す必要があると考えています。

この問題関心の背景には、学部時代から修士課程にかけて、法務省が実施した非行少年への学習支援事業に支援者として携わった経験があります。そこで、立ち直りを支える民間の支援者の可能性と限界、そして社会復帰を妨げるさまざまな「壁」を実感しました。修士論文では、長年活動してきた元保護司への聞き取り調査を行い、保護司と保護観察対象者との関わりを「親密圏」という視点から検討しました。

博士課程では、この研究を地域社会という文脈へと広

げ、保護司・元保護司への生活史調査、更生保護に関する雑誌を対象とした言説史研究、さらに保護司や元対象者、地域住民との関わりを捉えるフィールドワークを進めています。個人の生活史、制度をめぐる言説、地域での実践という3つの水準を行き来しながら、現代社会において保護司の「地域性・民間性」がどのように形成され、それが地域社会の包摂性／排除性にどのように作用しているのかを明らかにしたいと考えています。

社会福祉研究所では、多様な分野の研究者との対話を通じて、保護司制度を「更生保護」の内部だけに閉じず、地域福祉やコミュニティ、共生社会の問題として捉え直していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

2026年度春学期 活動報告

社会福祉のフロンティア

◆ 2026年7月25日 対面開催(立教大学池袋キャンパス)

やまゆり園事件から10年、障害者の自立生活を再び考える

—ドキュメンタリー映画『風は生きよという』上映会

登壇： 穴戸 大裕氏（映像作家、『風は生きよという』監督）
深田 耕一郎（日本栄養大学教授、本研究所特任研究員）

社会福祉セミナー

◆ 2026年6月13日(第1回)

◆ 2026年7月18日(第2回)

批判的实在論(CR)版M-GTAへの招待
—質的研究の未来を拓く(全6回)

オンライン開催 (Zoom ミーティング)

講師： 山崎 浩司氏（静岡社会健康医学大学院大学教授）
梶原 はづき（本研究所研究員）

研究例会

◆ 2026年度第1回(2026年5月16日 ハイブリッド開催)

生活扶助基準引下げ違憲訴訟最高裁判決について

報告： 神橋 一彦（立教大学法学部教授、本研究所所員）

既刊図書紹介



寄食という生き方 — 埒外の政治・経済の人類学

2025年3月 昭和堂
深田耕一郎特任研究員が第6章を執筆



孤独・孤立社会の果て — 誰もが当事者になる時代【特別版】

2025年10月 株式会社ウェッジ
石川良子所員が受けたインタビューを掲載



ライフストーリー研究の 鍵となる〈私〉 — 「対話的構築法」の調査研究実践

2025年12月 日本ライフストーリー研究所
齋藤公子研究員が第8章を執筆



じぶんで考えじぶんで話せる ことを育てる哲学レッスン 増補二版

2026年1月 河出書房新社
河野哲也所員の著書



カナダ文化事典

2026年1月 丸善出版
関根未来特任研究員が「連邦補助金政策—文化補助金を中心に」を執筆



乳がん女性のエスノグラフィー — ピア・サポート／友情／社会 への継承

2026年3月 青弓社
菅森朝子所員の著書

編集後記

2026年度春学期、社会福祉研究所では、第62回社会福祉のフロンティア「やまゆり園事件から10年、障害者の自立生活を再び考える—ドキュメンタリー映画『風は生きよという』上映会」を池袋キャンパスにて開催しました。当日は、河野哲也所員のコーディネートのもと、監督の穴戸大裕氏と深田耕一郎特任研究員をお迎えし、多くの皆様にご参加いただき、盛況のうちに終了しました。

また、社会福祉セミナー「批判的実在論(CR)版M-GTAへの招待—質的研究の未来を拓く(全6回)」では、山崎浩司氏(静岡社会健康医学大学院大学教授)と梶原はづき研究員を講師にお迎えし、全6回のうち2回を開催しました。さらに、研究例会では、神橋一彦所員より研究の一部をご報告いただき、活発な議論が交わされました。

2026年度秋学期も、社会福祉をめぐる諸問題について、学び、考え、対話する機会を企画してまいります。困難の多い状況ではありますが、社会福祉の現在とこれからについて、皆様とともに考え、対話する場をこれからも大切にしていきたいと思います。引き続き、社会福祉研究所の活動にあたたかいご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(菅森)

立教社会福祉ニュース 第64号 2026年9月30日発行

〒171-8501 東京都豊島区西池袋3-34-1 立教大学社会福祉研究所 Tel 03-3985-2663 Fax 03-3985-0279

E-mail r-fukushi@rikkyo.ac.jp HP <https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/isw/>

発行責任者：菅沼 隆(社会福祉研究所所長) 編集：菅森、齋藤 制作・印刷：(有)サムクイック